

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年7月25日（平成30年（行情）諮問第314号）

答申日：平成30年11月12日（平成30年度（行情）答申第313号）

事件名：特定国有財産の特定日現在評価額調査報告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「国内全ての米軍基地維持に貸与している国有財産の平成28年10月31日現在評価額調査報告書（貸与を目的とした貸借権取得に要した費用及び貸借経費を含む）以上、類する書類を含みます。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月10日付け情報公開第02655号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 決定通知書後段の行政不服審査法に基づく審査請求ができると教示があったため。
- (2) 本件所管当省に本件対象文書の不存在は不自然であり不開示とする合理的理由を失っているため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成29年2月8日付けで受理した審査請求人からの本件対象文書の開示請求に対し、不開示（不存在）とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、平成29年3月30日付けで不開示（不存在）とした原処分の取消しを求める審査請求を行った。

2 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、本件対象文書であるが、外務省では該当する文書を作成及び取得していないため、不開示（不存在）とする決定を行ったものである。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件所管当省に本件対象文書の不自然であり不開示とする合理的理由を失っている。」として、原処分を取消しを求めている。

外務省は、本件開示請求を受け、対象文書の探索を入念に行ったが、該当文書の存在を確認できなかったため、不開示（不自然）決定を行っており、かつ、そもそも外務省は本件開示請求内容に関する業務を主管していないことを踏まえれば、原処分は不自然なものではなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年7月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月15日 | 審議 |
| ④ 同年11月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「国内全ての米軍基地維持に貸与している国有財産の平成28年10月31日現在評価額調査報告書（貸与を目的とした賃借権取得に要した費用及び賃借経費を含む）以上、類する書類を含みます。」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書につき、不自然は不自然である旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を作成も取得もしていないため不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているが、処分庁には本件対象文書の文言にある「米軍基地維持に貸与している国有財産」又は同国有財産に係る「評価額調査報告書」等に係る事務を所掌している部局はなく、本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

イ 本件開示請求を受け、処分庁において、念のため、日米安全保障条約の関係部局の執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

ウ さらに、本件対象文書にいう「米軍基地維持に貸与している国有財産」等に係る事務は、処分庁以外の他省庁において所管している可能性はあるものの、他省庁における当該事務に係る行政文書を処分庁は取得していないため、本件対象文書は保有していないとして、不存在につき不開示とする原処分を行った。

エ 本件審査請求を受け、処分庁において、改めて上記イと同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 外務省において、本件対象文書は作成も取得もしておらず保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久